

(別添)

「協同組合検査実施要項」の一部改正について

令和3年10月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

1 金融商品に関する会計基準に係る改正

金融商品に関する会計基準の改正により、

- ① 「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」の定め
が削除されたこと、
- ② デリバティブ取引について、時価を把握することが極めて困難と認
められる場合には取得価額をもって貸借対照表価額とすることができ
る旨の規定が削除されたこと、

を踏まえ、所要の改正を行う。

【該当箇所】

別添2：預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル

資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト

自己査定（別表1）：2、3

償却・引当（別表2）：3

別添4：共済事業実施機関に係る検査マニュアル

資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト

自己査定（別表1）：2、3

償却・引当（別表2）：3

別添5：資産分類要領 第3

2 収益認識に関する会計基準に係る改正

収益認識に係る会計基準を採用した組合においては、債権に準じる資産
である「契約資産」を貸借対照表に計上することとなるため、これを踏まえ、
所要の改正を行う。

【該当箇所】

別添2：預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル

資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト

自己査定（別表1）：4、5

償却・引当（別表2）：4

別添4：共済事業実施機関に係る検査マニュアル

資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト

自己査定（別表1）：4、5

償却・引当（別表2）：4

別添5：資産分類要領 第4

II 施行時期

令和3年10月19日

III 経過措置

この通知による改正後の規定は、令和3年4月1日以後に開始する検査対象者の事業年度について適用し、同日前に開始する検査対象者の事業年度については、なお、従前の例による。